

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公表番号】特表2014-520174(P2014-520174A)

【公表日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-044

【出願番号】特願2014-513185(P2014-513185)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 J	9/08	(2006.01)
C 08 K	5/09	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
C 08 K	3/26	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 L	7/00	
C 08 K	3/00	
C 08 J	9/08	C E Q
C 08 K	5/09	
B 60 C	1/00	A
C 08 K	3/26	
C 08 K	3/04	

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トレッドが、未加硫状態において、少なくともジエンエラストマー、50phrよりも多い補強充填剤、5と25phrの間のナトリウム又はカリウムの炭酸塩又は炭酸水素塩、融点が60と220の間にある、2と20phrの間のカルボン酸を含む熱膨張性ゴム組成物を含むタイヤであって、前記炭酸(水素)塩とカルボン酸の全含量は10phrよりも多い、前記タイヤ。

【請求項2】

ジエンエラストマーが、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ポリブタジエン、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマー及びこれらのエラストマーの混合物からなる群より選ばれる、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

前記ゴム組成物が、50から100phrまで天然ゴム又は合成ポリイソブレン、或いはシス-1,4-結合の含量が90%よりも多い、50から100phrまでのポリブタジエンを含む、請求項2に記載のタイヤ。

【請求項4】

ゴム組成物が、更に、20で液体である可塑剤を、補強充填剤と液体可塑剤との質量比が、2.0よりも大きいような含量で含む、請求項1~3のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項5】

カルボン酸の融点が、100と200の間にある、請求項1~4のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項6】

カルボン酸が、パルミチン酸、ステアリン酸、ノナデカン酸、ベヘン酸、シユウ酸、マロン酸、コハク酸、グルタル酸、アジピン酸、ピメリン酸、スペリン酸、アゼライン酸、セバシン酸、安息香酸、酒石酸、リンゴ酸、マレイン酸、グリコール酸、-ケトグルタル酸、サリチル酸、フタル酸、クエン酸及びこれらの酸の混合物からなる群より選ばれる、請求項1~5のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項7】

カルボン酸が、リンゴ酸、-ケトグルタル酸、クエン酸、ステアリン酸及びこれらの酸の混合物からなる群より選ばれる、請求項6に記載のタイヤ。

【請求項8】

ゴム組成物が、更に、加硫遮延剤を含む、請求項1~7のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項9】

熱膨張性ゴム組成物の密度が、1.100と1.400g/cm<sup>3</sup>の間にある、請求項1~8のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項10】

請求項1~9のいずれか1項に記載のタイヤを硬化させた後に得られる、加硫状態のタイヤ。

【請求項11】

膨張すると、ゴム組成物の密度が0.700と1.000g/cm<sup>3</sup>の間にある、請求項10に記載のタイヤ。

【請求項12】

膨張すると、ゴム層の体積膨張率が20%と75%の間にある、請求項10又は11に記載のタイヤ。